

近世中期における紅花荷主の経営構造と上方取引（二）

―出羽国村山郡山形城下町近郊の會田家を事例として―

森 谷 圓 人

二 近世中期、紅花の上方出荷と京都市場

京都紅花問屋仲間一四軒は、享保二〇年（一七三五）

四月幕府京都町奉行所によって株が公認され、明和二年（一七六五）四月幕府勘定奉行所に解散を命じられた。^①

その間、問屋仲間は荷主からの紅花受け入れの権利および最終消費者である紅屋への売り渡しの権利を制度的に独占した。本章では、京都紅花問屋一四軒による紅花流通の特権的商業活動体制下におかれた遠隔地荷主が如何なる取引活動を展開したのか、その特質を産地荷主の利益の視点から、荷主経営史料と訴願運動史料をもとに検討する。ちなみに、中期の京都紅花市場における取引実態は訴願運動関係史料から論じられ、経営実態からのアプローチはなされてこなかった。^② 検討事例の會田家は中期村山郡における大量出荷をおこなっていた有力荷主の

一人である。^③

（一）京都紅花問屋仲間公認前後の紅花取引

1 元文期初頭の上方出荷

會田家の紅花出荷状況を、元文元年（一七三六）辰の「辰紅花為登扣」（史料1）から見てみる。

【史料1】（註：G文字は当初筆、その他は後筆）

（元文元年辰紅花）為登扣

貳十壹兩壹分宛大津着

犬印

紅花八駄 残り三駄有

送り手板貳枚ニ而連ちん金四兩大石田々相添

七月三日出シ

内 五駄大津蔵入、貳貫七百匁売貳駄、貳貫六百匁売三駄

三駄小西八郎右衛門殿、巳七月切貳貫六百匁

(中略)

貳拾七兩上り

貳拾貳袋入貳箇 貳駄
仙文
三

貳拾壹袋入四箇

極月切三貫貳百五拾匁売、貳駄共二

(中略)

七月十一日出シ手板壹枚

ノ拾貳駄 上乗平右衛門持

小西八郎右衛門殿 江

(中略)

七月十一日出シ手板壹枚

ノ四駄 上乗平右衛門持 大津分蔵入

(中略)

辰極月切、紅花拾駄分売付仕切

ノ文銀貳拾七貫五百五拾匁

(中略)

巳(元文二年) 七月切、紅花拾五駄ト拾六袋

ノ四拾壹貫四百拾匁 巳五月廿日仕切表

此手取金文六百拾七兩壹分・銀八匁廿分六厘

西川長三郎請取

(中略)

辰紅花為登貳拾六駄、兩立売仕切代金指引而古金八

拾兩利有、巳五且廿日迄仕切

紅花二六駄は、六月下旬から七月にかけて荷主の「送手板」に添運賃を付けて、最上川水運大石田河岸から敦賀經由で近江大津に出荷された。その際、七月十一日出荷の分には會田家から派遣された平右衛門が上乗りとして乗り込んでいる。平右衛門は海上での積み荷の監視と陸路での帰路の際に紅花の売付代金の一部を持参しただけで、売付交渉には何ら関わっていない。

出荷紅花の一部は會田家の上方取引全般の売付・清算業務に関わっている仲介・仲間商人の近江大津八幡商人の西川屋集団親方西川久左衛門の蔵に一旦保管された。また、すぐに売付の対象となった紅花は蔵入れせず京都の売付仲介商人小西八郎右衛門のもとに直接送られた。花仕入金と出荷に要した諸経費など売付前の総額(原価)を一駄当たりで示した「着直」表示は、通常は京都着時点での表示であるが、會田家は紅花売付の拠点を大津としていたために、最初から京都行き紅花でもすべて「大津着」と地名を入れて表示している。出荷した紅花を京都紅花問屋へ直接に渡さず、京都市場の相場動向を知る仲介商人を通して売付をおこない利益を確保しようとする荷主の姿勢が窺える。

紅花二五駄一六袋の売付代金を見てみる。出荷は七月

が主であったが、決済は出荷年の十二月と翌年の七月で、「売付仕切」では「文銀貳拾七貫五百五拾匁」・「四拾壹貫四百拾匁」の計六八貫九六匁となった。「売付仕切」を出したのは売付仲介商人小西八郎右衛門で、會田家の手取金は文金で六一七匁一分と銀八匁二〇分六厘となり、會田家の上方取引の清算業務をおこなっていた西川屋が受け取った。売付仕切記載の代金が、どのような指引をして手取金の金額が算出されたのかは史料的にはわからない。この点は、後で再度取り上げてみたい。會田家の最終損益計算では、両立売りで算出して古金八〇兩の利益を得ている。

2 元文期初頭の売付取引

會田家史料で京都での売付状況を具体的に知りうるのは元文二年出荷の紅花からである。同年は會田家が出荷紅花の最終損益計算で「巳年（元文二）登り高都合式拾八駄片馬但ちり共二、此代古金六百拾五兩着直段、此売古金八百式拾兩ト相見、指引而古式百五兩利有」と、出荷紅花二八駄片馬とその出荷諸経費を合算した総額古金六一五兩に対して、売付総額が古金八二〇兩となり、差引で利益が二〇五兩という大きな利益をあげた年である。表1は同年の出荷と売付状況をまとめたものである。

荷印別に売付状況の基本が記載されている。⁴ 紅花問屋への売付方式には、「現金売」と「延売」の二つがある。この二つの方式が通常の取引形式であったことは元文五年の取引の在り方をめぐる商人荷主の京都奉行所への訴願でも当事者双方が認めている。ちなみに紅花問屋への「売付」という表現は、紅花問屋の流通過程における性格から見れば一部正確さを欠くが、最終買付者である紅屋への売り渡しを問屋が独占している実態から荷主が紅花問屋を取引上の直接的な買付者であると認識せざるを得ない実情にある。そのため荷主會田家経営史料でも実情に即した記載となっている。相互の関係については詳しくは次節で検討する。売付惣駄数のうちの三割を占める「現金売」は紅花現物渡しと代金受取りが同時に行われ、問屋は「分引・口銭引」という売付仲介の手数料だけを取得する形態すなわち荷受問屋形態である。紅花代金の仕切も金立でおこなわれている。それ故、荷主はどの問屋かは問題としていない。それに対して、「延売」は通常は新紅花取り扱いが始まる直前の翌年五月までには荷主に銀立で代金支払いが行われるという形態である。売付先問屋は享保二〇年公認の問屋である。

表 1 元文2年巳7月會田家上方出荷紅花

荷印	数量	着値(1駄)	替 値 (1駄)	売付方式、 売付先問屋	決済	惣代金	運 賃
土与 矢印	4 駄	大津着直 古金21両	文金50両替	松任屋増之助	極月切	文金200両	古金 1 両 3 分
土与 矢印	4 駄		1 駄 3 貫100匁替	松任屋増之助	午 4 月 晦日切		
			1 駄	現金売		17両 3 分 5 匁 2 分	
			2 駄片馬	現金売		120両	
上た 矢印	2 駄		1 駄 3 貫530匁替	松任屋増之助	極月切		古金 2 両 1 分
			1 駄 3 貫350匁替	池田屋幸助	極月切		
太た 矢印	1 駄		3 貫650匁替	池田屋幸助	極月切		
上矢印	2 駄	大津着古 金20両 8 匁	2 貫750匁替	池田屋幸助	極月切	5 貫500匁	
上矢印	5 駄	大津着直 古金 20両 8 匁	2 駄片馬 (ママ) 2 貫800匁替	若山屋勘右衛門	極月切	7 貫匁	古金 2 両 1 分
			1 駄 2 貫800匁替	若山屋喜右衛門	極月切		
			1 駄 2 貫800匁替	松任屋増之助	極月切		
			1 駄	現金売		47両 3 分 9 匁 2 分	
上矢印	4 駄	大津着直 古金 20両 8 匁	1 駄	現金売		43両	2 両 2 分
			3 駄	現金売		126両	
土与 矢印	片馬		片馬	現金売		21両	
上ちり 矢印	片馬		片馬	現金売		10両 3 分 11匁	
久矢印	3 駄	古金 20両 2 分 8 匁着	1 駄 3 貫匁替	紙屋勘兵衛	極月切	3 貫匁	2 両 3 分
			2 駄 2 貫800匁替	紙屋勘兵衛	極月切	5 貫600匁	
仙矢印	1 駄 片馬12袋	古金 35両着	4 貫70匁替	松任屋増之助	極月切	6 貫868匁 1 分	
雨太印	1 駄	古37両 2 分着	4 貫300匁替	紙屋勘兵衛	午 3 月 晦日切		

註①典拠：元文2年巳記載 ア「巳七月為登紅花扣」、イ「右紅花売付」、ウ「巳十一月現金売指引」、エ「巳年紅花登り高」。空欄は史料で無記載を示す。

②「巳年登り高、都合28駄片馬但ちり共ニ、此代古金615両着直段、此売付古金820両ト相見、指引而古205両利有」。

③「右紅花（問屋）売付」ノ20駄、文200両、51貫309匁5分此金796両3分5匁4分、ノ文996両3分。

④「巳十一月現金売指引」ノ8駄片馬 御文金368両2分16匁2分。

3 売付仲介商人の機能と交代

(1) 問屋仲間公認前からの仲介商人小西八郎右衛門

問屋仲間公認前の享保一二年(一七二七)に京都商人小西八郎右衛門が荷主會田家宛に出した銀立「紅花売付状」によれば、「右之通段々(八月申) 売付置申候、左様御心得被成可被下候、代金之儀御指図次第御渡シ可申候」と紅花八駄の京都での売付を担っていた。また享保二〇年卯分の指引記録「京都小西八郎右衛門殿方」によると紅花一五駄一九袋の売付をおこなっていた。その時、小西は売付代金「金四拾七両壹分、銀貳拾六貫五百拾七匁三分七厘 式口金ニ直メ四百三十三兩ニ成ル」と、金立総代金四三三兩の一部を為替や現金「下り金」方式で山形の會田家に送金し、残金の一八六兩余は「指引残而辰三月廿日仕切共ニ西川源助方受取」と翌年辰三月に西川屋集団京都出店西川源助に仕切と共に渡している。小西の売付行為に対する會田家の対価は「辰極月切古金式拾五兩 京都小西歩割金」の記載とあるから、売付代金高に応じた歩合制であったのではないかと推定され、歩合金が二五兩で売付総代金の約五・八%弱と高割合であった。小西は紅花問屋仲間公認前から會田家の京都紅花問屋への売付を委託されており、その仲介料も公認後の売買上の問屋取分を上回っていた。但し最終的な清算

は、會田家の上方決済を仕切っていた西川屋集団京都出店に仕切と残金を渡して監査を受けていた。

(2) 新売付仲介商人日野屋

左記の小西八郎右衛門は元文二年の指引文書に「貳兩三步 小西へ指引渡」の記載を最後に出てこなくなる。代わりに「午(元文三年)ノ紅花為登売付覚」の指引文書に「五兩 日野屋へ」の文言が現れ、以後日野屋が記載されるようになった。延享元年(一七四四)紅花について「紅花支配」日野屋が荷主會田家に送付した「丑(延享二年)五月日野屋差引書写」から日野屋の機能をまとめてみる。差引書には基本内容として、第一に売付紅花の荷印別数量・売付代金、前年の場合はさらに詳細に売付先問屋とその決済日も加えていた。第二に売付代金の合計金額とその代金の「渡シ口」ということで、「為替」や「下り金」として渡した相手と期日を記載した。第三に総売付代金から渡し金額を差し引いた金額を記した。最後に指引残金の処理について記載した。残金は、會田家が委託している西川屋集団の京都出店西川源助に仕切を添えて渡した。なお會田家は、日野屋に京都紅花相場の状況を書状で報告させていた。

仲介人日野屋が仲介の代償として渡されたのは「礼金」

であった。礼金の額は後で触れる京都市場の変化期である寛保元年分は春五兩、秋に三兩で、延享四年分は出荷駄数が少ないが八兩、寛延四年（＝宝暦元年・一七五二）分は七兩二分であった。宝暦二年になると會田家は理由不明であるが売付支配を日野屋から西川屋集團の京出店西川源助に年毎定額の七兩二分で委託する「申（宝暦二年）ノ紅花支配今年々七兩式分宛西川屋源助殿へ礼金仕筈」。さらに宝暦一一年には西川屋の最終指引による清算体制の下で西川源助から新日野屋に代わった。礼金は「年々七兩式分宛」とこれまでと同様であった。

會田家は、京都での売付に当たって仲介商人からの情報をもとに、仲介商人を通して京都市場で問屋に売付をおこなっていた。研究史で有名な有力荷主大蔵村稻村家も京都商人近江屋惣左衛門を仲介人としていた。この点は少量出荷の谷地・寒河江地域の荷主とは異なり、また近世後期の売付の在り方とも異なる。

第一節をまとめる。會田家の紅花上方出荷ルートは享保期・元文期には敦賀經由大津での仲間近江大津商人西川屋への蔵入れ、それから京都の仲介商人を通して京都紅花問屋に売り付けていた。売付形態は、金立て問屋は歩口銭を取得するだけの「現金売」と銀立て代金が延払いとなる「延売」の二形態であった。仲介商人には当初

は売付代金の歩合で礼金を払っていたが、元文期からは定額の礼金を払っていた。問屋に直接に紅花荷を預けるのではなく、上方商人・京都仲介商人を通して紅花問屋に売り付けをおこなっていたところに會田家の上方出荷・売付の特質があった。

（二）産地荷主の京都紅花取引改革要求運動

第二節では荷主が遠隔地京都紅花取引市場でどのような問題を抱えていたのか、問題は売買取引の如何なる特質によるものなのか、またどう解決しようとしたのかを荷主會田家の取引実態と谷地・寒河江地域の京都町奉行所への訴願運動から検討する。

1 會田家出荷紅花の連年損失

（一）京都紅花市場の決済構造

會田家の元文三年（一七三八）午紅花の総出荷高・出荷総原価は「午ノ紅花三拾式駄トちり花小荷三丸、惣（上）代金千六百式拾兩」であった。損益は、最終的には利益を得たものの問屋若山屋喜右衛門の「つぶれ」潰れやその他の出荷・取引上で多額の損失を蒙った。そのため、會田家では例年とは異なり、取引における問屋の取

得分・荷主の取得分の区別に着目し、決済の方式が異なる荷印別に代金勘定し、最終損益計算を次のように整理した。

【史料2】（註…史料中の㉑㉒は筆者による）

午（元文三年）ノ紅花為登売付寛

ノ三拾駄（註…出荷三三駄から破船荷二駄を除いた分）

霜月廿四日状銀五十六匁式分五厘

ノ百壹貫九百式十五匁

内拾八貫三百四拾四匁七分 壹割五分引（歩引）

三步口銭引

正味八拾三貫五百八十匁三分 ㉑

正ミ拾貫四百六十式匁五分 仙印式駄卜拾六袋 ㉒

内三百拾三匁八分七厘五毛口銭引参候

正ミ七百五十匁 ちり花三拾袋 ㉓ー1

百五十匁 ㉓印内入ちり花六袋 ㉓ー2

ノ九拾四貫六百式拾九匁

五十六匁六分極月十一日状相場

此金 千六百七拾七両三分七匁九分（ママ）

五十八両 青山印壹駄 ㉔

拾七両式分 濡荷物壹駄

惣金ノ千七百四拾七両壹分七匁九分

内 三百両 八月廿日下り金

拾六両式分 右之日合壹分式ノ割
百五拾両 八月晦日為替金

（中略）

ノ五百式拾四両式分

残而 金千式百式拾三両

内 五両 日野屋へ

（挟み紙）「仙印正味ニ売付申候間口銭引参候、手

取ニ仕候而も如斯」

左記の史料の読解のために、先ず数値の構成内容を明らかにしてみる。史料中の「分引・口銭引」の対象となつた売代金「ノ百壹貫九百式十五匁」はどの売付紅花を指しているのか検討すると、「正味」・「手取金」の表示がある史料中の㉑㉒㉓以外の紅花であることがわかる。順を追つて計算すると荷主の売付実取得金「惣金ノ千七百四拾七両壹分七匁九分」は、「此金千六百七拾七両三分七匁九分」と「五十八両青山印壹駄」・「拾七両式分濡荷物壹駄」の合計である。さらに「此金千六百七拾七両三分七匁九分」の元表示は銀「ノ九拾四貫六百式拾九匁」であるので、それを構成する数字を見ると、一点目は㉑「正味八拾三貫五百八十匁三分」、二点目は㉒「正味拾貫四百六十式匁五分」から補足で引金「内三百拾三匁八分七厘五毛（歩欠力）口銭引参候」をした数字、三点目

は㊦ちり花「正味七百五十匁」と「(正味) 百五十匁」の代金合計であることによる。

では何を基準にして「分引・口銭引」の対象紅花とそうでない紅花に損益計算の記載上では分けたのが問題となる。検討の前に、「分引・口銭引」は荷主の売付代金高に対して賦課し、その割合は「分引」は「壹割五分」、「口銭引」は「三分」で、あわせて一割八分が問屋取得になっていたことを確認しておく。ちなみに享保二〇年に紅花問屋仲間が奉行所から公認される前までは、賦課は売付紅花の駄数(数量)に応じていた。さて計算上「分引・口銭引」の対象外と記載された荷印を見ていくと、銀立で決済された仙印二駄一六袋は既に「(歩欠力) 口銭引」がなされていた。青山矢印一駄は「売付覚」の追書によれば「紙屋勘兵衛、手取金五拾八両」と記載され、売付方式としては「現金売」であった。仙印の売付は、事実上は「現金売」であった。損益計算では、「現金売」の方式で売り付けられた紅花とそうでない紅花に区別して記載したと言える。これらの「分引・口銭引」対象と記載された紅花は「売付覚」の追書ではすべて「延売」で、極月切の銀立決済であった。京都紅花市場の決済において、「現金売」は売買における問屋取得の分引・口銭引きがなされた金立表示で、荷主の実取得をそのまま

表示していたが、「延売」の代金表示は銀立表示で問屋の取得分が含まれていた。「正味」がついた表示は、銀立でも荷主の実取得分を表示していた。「延売」の代金表示は、荷主にとって判然としない取引そのものであったと言える。

(2) 紅花問屋若山屋喜右衛門の取引「つぶれ」一件

會田家が元文三年午紅花の出荷・取引上で受けた多額の損失二七〇両の内容は次のようであった(元文三年午分「店卸覚」下書および「午ノ紅花三十二駄トちり花小荷三丸」の損失記載)。ア、足立花二駄破船…「破船二式駄逢百八十両程」と見込み、最終分散金として十七両二分を問屋松任屋から受け取った。イ、仙印二駄十六袋の売付上の手違い…「運箱入」で当初見込み損六十両が十六両でおさまった。ウ、「七十両若山屋喜右衛門方損」…若山屋喜右衛門との取引で、当初「若山屋喜右衛門つぶれ二百三十両程有」と見込んでおり、最終の損金は七十両でおさまった。以上の損失の中で會田家にとっても他の村山郡荷主にとっても最大の問題は問屋若山屋喜右衛門の「つぶれ」であった。「つぶれ」(潰)とは何であったのか、史料3(「午(元文三年)ノ紅花為登売付覚」所収)で見てみる。

【史料3】

極月切四貫六百匁替

犬五駄 内拾六袋違箱入引筈 若山屋喜右衛門殿

此銀貳拾壹貫八百五十匁 内三貫九百七匁程引遣

此金三百拾七匁式分五匁位

内貳百兩八月晦日受取有、此日合拾四兩位カ

残而百三兩貳分程カ

犬印五駄の売付代金は、替値が四貫六百匁であるから本来は銀二十三貫であつたが、荷物違いなどの荷主の手違いがあつたために売付代金は「銀貳拾壹貫八百五十匁」となつた。問題はここから會田家が問屋若山屋に「三貫九百七匁程引遣」したことである。三貫九百七匁は霜月の一兩当たりの銀相場五十六匁式分五厘で換算するとほぼ七十兩になる。會田家が午年分店卸で「七十兩若山屋喜右衛門方損」とし、店卸覺の下書で「つぶれ」と記載した内容と一致している。問屋の「つぶれ」申立てにより、荷主が「引遣」ということで損金を引き受けたのである。この「つぶれ」は會田家だけでなく、他の荷主にも及んだために、元文五年には谷地・寒河江地域の荷主達が問題視し京都町奉行所に訴願に及んだ（後述）。ちなみに、先行研究では「つぶれ」を問屋の破産としていたが、本事例からは破産ではなく問屋が一旦約定した

買付代金額を減額してほしいとする、荷主から見れば受け入れざるを得ない紅花代金減額問題と言える。実際、會田家は翌年の元文四年未出荷紅花のうち二駄を若山屋に売り付けて代金百二二兩を受け取っている。またこの以降も取引相手になっている。世評の「潰」扱いを會田家も店卸下書段階では「つぶれ」としながらも、損益計算では現実的な「引遣」とする扱いには會田家の正確な現実認識があらわれている。

(3) 元文四年出荷紅花の損失

元文四年未出荷紅花の総駄数は、會田家の取引関係商人である西川屋集団・尾花沢分・岡村柏倉九左衛門分の各一駄計三駄と會田家紅花三三駄の合計三六駄であつた。會田家紅花三三駄で損益計算をすると、紅花自体と諸経費を合わせての上代金（原価の総合計）は二〇四五兩であつた。これに対して、翌年四月晦日迄の「是迄手取受取千八百二十三兩二成ル」で、差し引いて二二二兩二分の不足金が出た。不足金が出た原因は、表2に示したようにに第一に二五駄片馬が着値よりも売値（替値）の方が下値だったこと、第二に新紅花の出荷期になつても売れ残っている「残荷物」が三駄片馬四袋もあつたことによる。売れ残物宝印二駄のうち一駄は二年後の寛保元年申

ノ七月に古花として二三兩九匁で若山屋喜右衛門に売られた。この状況は紅花市場の低迷状態によるものであった。

表2 元文4年未會田家出荷紅花の売付動向

荷印	数量	着値	替値、手取	決済月	問屋	利益等
土与矢印	10駄	65兩 3分	4貫330匁 (約62兩)	極月切	松任屋	損
上矢印	13駄片馬	63兩	手取47兩	—	—	損
久岡附印	4駄	65兩	5貫100匁 (約73兩)	極月切	松任屋	利有
宝矢印	2駄 4袋 ちり入	51兩 1分 5匁	—	—	—	残荷
太矢印	3駄	—	4貫250匁 (61兩)	極月切	若山屋	不明
㊦矢印	1駄	52兩	手取35兩	5年4月	—	損
青山 [㊦] 印	1駄	68兩	—	—	—	残荷
㊦印	1駄	51兩	手取44兩	—	—	損
ちり矢印	片馬	7兩	—	—	—	残荷

註①典拠：「未七月為登紅花扣」・「(元文5年) 残荷物付」・「(元文5年) 松任屋入残」。

②着値は1駄の原価、替値は1駄の売値。「残荷」は売残り。

③出荷総数36駄。内訳：會田家分は33駄（総原価2045兩2分）、他3駄は仲間商人分で大印㊦印青山印の各1駄。

④元文4年未銀相場69匁672=1兩。

(4) 問屋松任屋の「減少引」・「残物」と年賦返済

元文五年申の會田家出荷は「都合三拾五駄ト小荷貳ツ」、着値計算総代金「惣代金ノ文金千貳百拾九兩」(上代金)であった。損益計算は「酉(寛保元年) 六月六日迄先是迄指引而金貳百四拾三兩不足也」と翌年六月時点でも二四三兩の不足となった(申ノ紅花為登手板之扣)。不足の原因は紅花問屋への「延売」分の内、代金の「減少引」や「入残」が生じたことである。

①元文五年申売付紅花代金「減少引」

【史料4】

松任屋延売

正ミ銀 銀貳貫四百匁かへ

一、八貫四百八拾七匁 矢^井式駄貳十袋

矢^井式駄

(中略)

三口ノ銀四拾貳貫六百四十六匁三分八厘

内 拾七貫五拾八匁五分五厘 減少引

残而 貳拾五貫五百八拾七匁八分三厘

内 貳百兩 此銀拾貳貫百八十匁也

酉(寛保元年)ノ五月源介受取下り

四拾兩 酉七月日野屋へ渡り源介方受取

(後略)

松任屋への延売紅花のうち「減少引」の対象になったのは、^半印二駄二〇袋・^半大印九駄ト一袋・☒印四駄片馬の計一五駄片馬三一袋で、出荷総数の約四五%である。問屋取得分の歩口銭を差し引いた「正味」代金で「減少引」対象合計銀四二貫六四六匁三分八厘を金にすると銀六〇匁九分の一両換算で七〇〇両となった。ここから一七貫五八匁五分五厘（二八〇両）、売付代金の四割が「減少引」の名目で差し引かれたのである。

先の松任屋だけでなく、他の問屋の場合でも「四分通減少引」がおこなわれたのではないかと推定されるのは史料5である。さらに残金も一括支払いでなく、「戌（寛保二年）ノ暮分五ヶ年賦」となっている。経営不振は松任屋だけでなく京都紅花問屋全体にとって重大な問題となっていたのではなからうか。当然、會田家だけでなく他の荷主にとっても重大な損金問題となっていたであろう。

【史料5】

酉（寛保元年）ノ五月十六日

一、銀三拾貫四百九拾九匁五分 欠仕切代銀

内 拾貳貫百五拾九匁八分 四分通減少引

残而拾八貫貳百九十九匁七分

内九貫百四十九匁八分五厘受取 三步通二而

残而 三步通引 戌ノ暮分五ヶ年賦也
②売残り「残物」の状況

問屋松任屋が荷主から買い付けながら売れ残っていた元文五年分とその前年分（残物）紅花の状況およびその売付代金を、仲介商人日野屋に渡った寛保二年五月一〇日付仕切のまとめ「松任屋入残」から見てみる。

【史料6】

松任屋入残

貳十貳兩貳分替、酉（寛保元年）七月売付□

未（元文四年）ノ宝印花 壹駄 内四袋ちり有

未ちり花 四十七袋

申小印 片馬

上印ちり花 拾七袋

土印ちり花 貳十壹袋

上印ちり花 申ノ年六袋

本花 壹駄片馬

莖花 九拾壹袋

戌（寛保二年）ノ五月十日仕切出

右貳口 代金四拾九兩

松任屋抱えの売れ残り紅花が無くなったのは一、二年後で、それも極めて安い値段で売られている。京都紅花市場の混乱は容易に推察できる。この事態は荷主、問屋

双方にとって不利益なことで何らかの対応を迫られる事態である。

③問屋の「年賦金」による買付紅花代金支払い

先の①「減少引」で示したことに関連して、松任屋の場合では「☒式駄拾三袋」の売付代金が「年賦金」の対象となった。

【史料7】

松任屋年賦金証文扣

酉（寛保元年）五月十六日 源助花分二仕源助方二証文有

一、銀六貫七拾三匁四分八厘 ☒式駄拾三袋

是ハ手前紅花分也

内 銀二貫四百式十九匁三分八厘 四分通減少引

残而 三貫六百四拾四匁五厘 六歩通也

2 村山郡紅花荷主の訴願運動

（1）元文五年、谷地・寒河江地域の荷主商人の訴願

會田家が紅花問屋との取引で抱えた損失問題は、他の村山郡の紅花荷主商人の問題でもあった。問題解決を求めた谷地・寒河江地域の荷主商人は元文五年（一七四〇）四月に訴願のための惣代を京都に上京させた。この訴願運動の記録が「元文五歳申六月 紅花願扣書」（榎久右衛門（真司）家文書、河北町立中央図書館蔵。河北町誌

編纂委員会『最上紅花史料Ⅱ』所収全文翻刻）である。本稿では原本照合をおこない使用した。本稿は今田信一氏（『最上紅花史の研究』）とは視点を換え、元文五年の運動が何を最大の問題としていたのかを中心に検討してみたい。紙幅の関係で、原史料の引用は最小限にした。

①紅花問屋仲間への「損銀」解消の直接申し入れ

荷主商人惣代（以下訴願惣代と略）は京都町奉行所への訴願の前に先ず問屋仲間に出の二点を申し入れた。

（ア）「拾四軒問屋口銭を以被相勤候上者最上表江損銀被相懸候事、商人共難得其意候」と、一四軒問屋は紅花売買の口銭取得が仕事であるのに村山郡の荷主商人に「損銀」をかけてくるのは納得できない。（イ）「仲間にて問屋被相勤候ハ、拾四軒問屋之内相潰候共残り問屋中分弁」じることと、問屋の「潰」は問屋仲間の中で弁償して、村山郡の荷主商人に損銀をかけないこと。ちなみに、後の訴願惣代の口上書によれば 問屋仲間公認の享保二〇年からの五年間で「若山屋勘右衛門・紙屋勘兵衛・若山屋喜右衛門・伊勢屋理右衛門合四人潰ヲ申立」てたという。この申し入れに対して、問屋仲間は仲間内の「潰」弁償はしない、今後の取引は「此後紅花荷物切手と紅花代金引替二仕、売買致度」と申し越してきた。今

後の取引の仕方に関する問屋仲間の提案は、問屋が紅花荷を荷主から預かるのと引き換えに紅花代金を支払うという、実質は問屋が直接に紅花を買い取るというものであった。しかし、損銀問題の解消にはなるが、問屋の活動を仕入問屋に変えるものであった。そのためか、問屋仲間は返答直後から自らの提案を無かったことにしている。荷主商人側の最初の申し入れが問屋「潰」による「損銀」の賦課＝損失の荷主への負担強要問題の解消であったことは、この後の訴願運動の基調を検討する上でポイントとなる。

②紅花問屋仲間公認前後の取引実態と問題

訴願惣代は問屋側による申し入れ拒否を受けて、六月二六日には幕府京都町奉行に対して訴願活動をおこなっていた。奉行所から返答書差出を命じられた問屋側は「殊二現金売・延共二荷主共と問屋共相対之上ニて如何様共取引可仕候義ニ御座候」また「仲ヶ問拾四軒と相定候儀并京都紅花染屋商人々直買相止候儀共二相定申儀ニ無之、御上様より被仰付候儀ニ御座候」と、紅花売付の現金売・延売は荷主と問屋が相対で決めていることである、そもそも紅花問屋仲間一四軒の定、紅染屋の荷主商人からの直買い禁止の定は京都町奉行所から命じられたことであると反論した。そのため、奉行所は訴願惣代に

「願之訳相知レ兼候間相認直シ差上候様」にと願書の再提出を命じてきた。

一〇月七日付の訴願惣代の口上書は紅花取引の問題状況を指摘し、その解消のための方策を述べた。先ず訴願惣代が指摘した問題状況を史料に沿ってまとめてみる。

A、〈売買値段の決め方〉前は問屋の立会のもと、買人と荷主が相対で値段を決めていた。近年は問屋が荷物を引き受けた後は、荷主に売先をはじめ一切のことを知らせない。値段もどうして決めているか不明である。問屋が買付・売付を独占（「 $\times$ 買 $\times$ 売」）していると言える。

B、〈売買口銭の賦課基準・額〉前は紅花一駄あたりで古銀三〇匁であった。近年は一駄あたりの代銀で三分通りに引き上げた。その上、問屋の「潰」を申し立てて荷主商人に損銀をかけている。

C、〈問屋「潰」問題の発生〉問屋仲間で稲荷講という定書を制定し、仲間を通さない染屋への紅花売付は認めない、破ったらその染屋には決して花を売らないとしている。 $\times$ 売だから紅染屋が問屋に損失をかけることはないはずである。しかし、五ヶ年の間に四軒の問屋が潰を申し立て、村山郡荷主商人に七千両余の損失をかけている。

D、〈潰〉による「損銀」引き受けに関する問屋側と荷主側の見解〉問屋は内々の相対により合意のもとで商人荷主に「損銀」をかけていると主張。荷主側は引き受けを強要されていると主張。

E、〈問屋が荷主商人に「損銀」をかける根拠の是非〉問屋商売は売人と買人を引き合わせて口銭を取る業である。「潰」を申し立てて損銀をかけることは問屋商売が行うことではない、それは紅花商人がおこなうことである。

訴願惣代側の論点・論理を整理する。問屋が「潰」と称して荷主に「損銀」をかけるのは不当であり、認められない。不当なことがおこなわれている原因は、本来は紅花の売買取引を売人・買人の仲介で口銭取稼ぎをする問屋が、「買・買・売」をしていることにあるという論理に基づいている。運動の意義を段階的に把握するには、訴願運動が何を目標としているのかと、目標達成のための要求内容は区分して検討する必要がある。

③荷主商人の求める取引改革内容

先述の②での指摘に続いて訴願惣代は取引上の問題解決のために紅花売買に関して次のことを町奉行所へ願ひする。(ア) 紅花値段の約定は「売人・買人・問屋立会、相対之上」と問屋立会、売人・買人相対で値段約定をし、

商いをする事。 (イ) 紅花売買見届けのために最上商人の京都出店を立てて、問屋・紅染屋の「潰」など不埒のない白地な公正な取引がなされるようにすること。但し、一月一日付「追訴口上書」では出店願ひの取り下げを願ひ出ている。(ウ) 紅花問屋は一四軒に限らず、望みの者が勝手次第に問屋業を出来るようにすること。(エ) 問屋取得の口銭は、一四軒問屋仲間公認前の紅花一駄につき「古銀三拾匁之割」にする。(オ) 最上商人の京都出店ができれば、紅染屋の最上表での直買と同じことができ都合がよいであろう。以上の改革内容の中心は、紅花取引の在り方を問屋の立会、売人・買人相対で値段約定をするやり方に変えることであつた。

④京都町奉行所の動向と申渡し

町奉行所は元文五年一月八日の段階では「向後紅花現銀売二仕候ハ、商人勝手二可相成哉」と商人側に尋ねている。商人側は「延売・現銀両用二而売買仕」りたいと答えている。この後、商人側は「買人・売人直々相対致させ、白地二売買仕候様」の願ひを繰り返していく。最終的には、一二月二日には町奉行所から訴願惣代と問屋に次の申し渡しがなされた。

【史料8】

〈訴願惣代への申し渡し〉

六年以前吟味之上、紅屋共国元江下り直買之儀停止
ニ申付、問屋拾四軒相極候事ニ而、此度六人之者申
越ニハ難成候、売人・買人直相對、口錢等之儀茂荷
主と問屋相對之事ニ候、都而商売取引・口錢等之儀
奉行所今申付候筋ニ而者無之候条、問屋共ト幾重に
も可致示談事

〈問屋への申し渡し〉

商人共疑不申様ニ明白ニ売買可仕由被仰付

奉行所の双方への申し渡しの内容は、問屋一四軒の公
認、紅染屋の産地での直買禁止も享保二〇年の奉行所吟
味で申し付けたことである。売人と買人の直相對の件、
口錢の件は問屋と相對で決めることで、商売取引や口錢
の事は奉行所から申付けることではない。問屋共と幾重
にも示談するようにせよ。問屋には明白な売買、すなわ
ち疑いが生じない売買をするようにとの申し渡しをした。

この後、惣代側は問屋側と交渉しようとしたが、問屋
側は奉行所の申し渡しを根拠に一切の交渉を拒否した。
事態打開のために訴願惣代は、一二月二一日に「御諸司
様」へ箱訴を決定した。その中で、町奉行所に対してお
こなってきた「損銀」解消の願いとともに、「右拾四軒
問屋方ニ而紅花売買不仕候得ハ対御公儀様へ何程之御指
問御座候哉」と問屋一四軒の取引独占体制は幕府の利益

になるのか、「商人・百姓・紅染屋一統之難義」にのみなっ
ていると述べ、さらに京都町奉行所は「双方被召出御吟
味被成候得共、一応対決不仰付候」と奉行所の審理のお
こない方に対する不満を呈した。

町奉行所は箱訴を受けて、改めて翌元文六年正月に問
屋・訴願惣代双方に紅花直段と荷高を書き上げるように
命じた。さらに二月には荷主商人がいう「白地」取引は
どのようなことを尋ね、二月晦日には紅花問屋行事、
訴願惣代、紅染屋一五九軒を召し出した。吟味の中で奉
行所は「直相對之義売先紅屋得心ニ候ハ、被仰付可被下
置旨、二月晦日ニ御前江被召出候節被仰」とし、紅屋が
売買の直相對について納得するなら認めていくとした。

五月一日には「紅屋上下二〇人余、問屋行事兩人、商
人（訴願惣代）五人被召出・（町奉行）讃岐守被仰出
候二者、問屋共書付通於問屋ニ紅屋引付、相對売買致候
様ニ被仰候」と町奉行所は紅花取引関係者に対して、問
屋で荷主商人と紅屋とが相對で売買をするようにとの申
し渡しをした。しかし、その後になって申し渡しをした
讃岐守京都東町奉行所は丹後守京都西町奉行所にも伺う
から訴願惣代は宿で待つようにとした。しかし六月に
なっても訴願惣代には何らの沙汰をしてこなかった。こ
の状況に訴願運動の惣代たちは「此上永引ニ而もはや取

続き成兼、奉願上候儀相止メ、罷下候様二相成候」と願
い上げを取りやめ、帰郷せざるを得なくなつてしまつた。

以上の過程から荷主商人たちの訴願についての京都町
奉行所の対応は次のようなものであつたと言へる。問屋
が「潰」による荷主商人へ「損銀」をかけることについ
ては問題であるとする認識が窺へる。しかし、利害対立
の事案でありながら、例えば論点である紅花の荷主から
の買取直段や紅染屋への売り付け直段の調書を提出させ
たが、値段決定に関する「対決」方式の審理をおこなわ
なかつた。このことは町奉行所が京都における紅花売買
取引の秩序を変える方針を有しなかつたことを示す。し
かし箱訴がなされたため新たな方向性、問屋において売
主と買主が相対で売買するようにとの方針を一旦は関係
者に示さざるを得なかつた。ところが京都東西町奉行所
間の調整を理由に正式申し渡ししの時間を引き延ばし、売
買取引の秩序を変更しない方針を関係者に示した。その
ため訴願惣代は寛保元年（一七四一）六月活動中止に追
い込まれ、足掛け二年にわたる訴願運動は終わつた。

（2）寛保二年、問屋決済と仕切様式の変化

訴願運動が中止となつた翌年の寛保二年（一七四二）
出荷の紅花から問屋が荷主に出す仕切状の様式が変わつ

ているのが確認できる。残存変更仕切状のなかで最も年
代の早いのは、京都紅花問屋若山屋喜右衛門が大蔵村稲
村七郎左衛門・同六郎右衛門宛に寛保三年亥六月付で出
した仕切状（山大附属博物館蔵稲村家文書七七・一二）
である。年代は寛保三年六月とあるが、紅花の出荷月を
勘案すれば前年の寛保二年出荷紅花の売付仕切状と解さ
れる。代金表示はこれまでの銀立表示でなく金立表示と
なり、これ以降の仕切状はすべてどの問屋でも金立表示
となつた。代金表示の大転換が寛保二年出荷紅花からな
されたと言える。また仕切の一駄当たり売付代金表示「替
値」は金立の「但四拾四両替」や「但四拾六両替」とあ
る。これだけでは如何なる取引内容であつたのか不明で
あり、代金表示転換の意義も判然としないので他の代表
的仕切状を見てみる。

【史料9】仕切状

（A）仕切（稲村家文書七七・一九）

一、金七拾五兩

金七兩上 最上紅花壹駄

但現金七拾七両替

一、金九拾貳両貳歩

金九兩大 同紅花壹駄拾三袋

□□ 匁七分

(中略)

ノ金百六十八兩貳分 銀貳拾三匁貳分

右之通御相對を以売買仕代金不殘相渡無出入相濟申候、
為後日之仍而如件

延享貳年丑極月十五日

松任屋徳兵衛^印

稲村七郎左衛門殿

同 文 次 郎殿

(B) 仕 切 (稲村家文書七七・二〇)

現金御手取金壹駄ニ付七拾九兩替

一、金百拾壹兩と ^{△△}最上紅花

端銀五匁八分壹厘

壹駄貳拾六袋

右之通御相對を以買請代金不殘相渡此表無出入相濟
申候、万一拔袋等有之候ハ、重ねて互二指引可申候、
為後日之仍而如件

延享貳年丑極月

池田屋五兵衛^印

稲村七郎左衛門殿

同 文 次 郎殿

(C) 仕 切 (今田弥兵衛家文書『紅花史料Ⅱ』所収)

歩引口錢引御手取現金四拾兩かへ

一、金百三拾七兩貳分

[△]印直干花三駄貳拾八袋

右之通御相對を以売買仕、紅花代金不殘相渡シ此表

無出入相濟申候、万一拔ケ袋又者違花等御座候ハ、
重而御指引可被下候、為後日仕切状仍而如件

宝曆六年子四月廿九日

若山屋喜右衛門^印

今田弥兵衛殿

榎 新助殿

(D) 仕 切 (會田家文書)

八月廿二日

但し金六拾六兩かへ

一、金九拾貳兩三步 銀三匁八分

^{△仙}印仙台花壹駄廿六袋

九月七日

一、金四拾貳兩也

^{△極初}印山形花壹駄

合金百三拾四兩三步と銀三匁八分

右之通御相對を以紅屋へ売払、則代金相渡シ此表無
出入相濟申候、尤荷物拔袋又ハ算用違御座候ハ、重
而差引可仕候、為後日仕切仍而如件

宝曆拾一年巳五月七日

若山屋孫兵衛^印

西川 源助殿

會田六郎兵衛殿

仕切状は売付形態によつて「現金売」(A)と「延売」
(B・C・D)の仕切状に分けられる。この点は稲村家
の延享二年(一七四五)の二つの仕切状(A・B)に現
れている。「現金売」仕切状は寛保二年以前の決濟時か

ら「現金売」と記載し、取引も金立表示で、代金は問屋取得分の「分引口銭引」がなされた荷主の実取得代金表示であったことは會田家の事例で見た通りである。「延売」仕切状の大きな変化は、「替値」の表示が新たに「現金御手取金壹駄二付七拾九兩替」・「歩引口銭引御手取現金四拾兩かへ」・「但シ御手取現金八拾五兩かへ」と記載されるようになったことである。すなわち延売りの仕切状でも問屋取得分の「分引口銭引」がなされた、荷主の実取得の代金が記載されるように変化したのである。以上の変化は何を意味するのか。延売が銀立て表示であった時も、現金売は金立表示で、問屋取得分の口銭等が引かれた荷主の実取得金が売代金として表示されていたことは先に見たとおりであった。さらに問屋の潰を理由とする「損銀」の荷主への賦課問題解決の方策として、京都町奉行所が現金売を提案していたことも先に触れた。すなわち、延売仕切状の様式変化は形式を「現金売」仕切状の様式に近づけ、「替値」表示の所に「歩引口銭引御手取現金」と記載し、荷主の実取得（手取）を明示することによって、現金売と同様に確実な紅花売付代金の支払いを問屋がおこなうということを示そうとしたと考えられる。少なくとも、これ以降は問屋の「潰」による一方的な荷主の「損銀」＝損失問題は起きていない。

仕切状の様式変化は、改めて元文五年からの荷主商人の損銀解消と取引方式の改革要求運動の一度度の成果と評価とできる。当然、運動には直接には関係しなかった會田家のような大量出荷荷主の連年損失による紅花問屋への働きかけがあったであろうことは容易に推測できる。少量出荷荷主と大量出荷荷主の双方からの問屋への改革要求の成果であり、先学による従来の谷地方面荷主と山形方面荷主との分断という見方だけではとらえきれないことを指摘したい。但し、訴願運動が要求していた最も基本的な要求、問屋立ち合いのもと紅染屋と荷主の相対で値段を決定するシステムの構築には至っていないことに留意しなければならない。

第二節のまとめをする。會田家は京都紅花問屋仲間による実質的買取・売付独占体制下のもとでも順調に紅花の出荷駄数を増加させ、利益も上げてきた。しかし、元文三年には問屋若山屋喜右衛門との取引「つぶれ」要求により、代金の「引遣」という事態に陥った。さらに四年には紅花相場下落、三駄片馬四袋もの売れ残りが起きた。五年には「延売」紅花代金の約四割を「減少引」という名目のもとに差し引かざるを得なかった。問屋側が「潰」でなく「減少引」としたのは、元文四年の問屋伊勢屋理右衛門の「潰」による損失を受けた谷地・寒河

江地域の荷主商人が五年に「潰」の解消を求め、京都町奉行所に訴願運動を始めたことによると推定される。また問屋が支払う代金も一部は「年賦払」いの状況であった。會田家の損失状況打開策を示す史料は見つかっていない。

おわりに

本稿は享保二〇年に京都町奉行所から公認された京都紅花問屋仲間による売買取引の独占下におかれた産地荷主の取引活動の実態を検討した。第一章（五〇号掲載）では近世中期における山形城下近郊の會田家経営の全体構造とその特色を見た。會田家の経営は紅花の集荷と京市場への売付を中心としており、上方への出荷紅花は元文・延享期には二〇〃三〇駄台、寛延・宝暦期には五〇駄弱台と大量出荷する中期村山郡有数の荷主であった。従来の研究では、上方出荷の荷主は「のこぎり商い」をおこなっていたとされているが、同家では数千両の紅花売付代金を自家の紅花経営のより一層の拡大に向けることにしていた。その上で、取引仲間商人や山形城下町商人への貸し付けを広範におこなっていたことが指摘でき

第二章では會田家の紅花上方出荷ルートと京都市場での売付構造およびその問題点を取り上げた。京都紅花問屋仲間による明和二年までの売買取引独占の実態は、問屋が荷受問屋の性格を残しながら仕入問屋的な動きをしていたことである。具体的には、問屋が第一に荷主から紅花荷物を預かりながら紅染屋への売買については荷主を関与させずに売渡値段を決定し、第二に紅染屋への売渡値段を荷主には知らせなかった。第三に荷主には問屋が決定した売渡代金から問屋取得の歩口銭を差し引いた残金を渡していた。第四に値段決定事情の不透明さのもとで、さらに荷主に約定した紅花代金から「潰」など問屋経営不振を名目に荷主取得代金の減額を強要していた。こうした遠隔地荷主から見れば不合理な取引の在り方に対して、出荷量の多い荷主の対応は、問屋に直接に出荷せずに京都での仲介商人を通して問屋に売り付けていた。會田家の場合は、京都市場の動向に精通し山形での取引商人仲間でもある近江大津商人西川屋集團（本店・京都出店など）に売付代金の清算管理を委託し、直接の問屋への売付は市場動向と共に問屋の事情もわかる日野屋に「紅花支配」を委託し札金を払う方式でおこなった。問屋による紅花代金減額要求に対しても一時的には受け入れるが、その後は認めずに年賦払いなど代金の支払い

を問屋に求め、受け入れさせている。

會田家の対応と異なり、少量出荷の谷地・寒河江地域の荷主達は元文五年（一七四〇）から京都町奉行所に対して問題の解消を求めて訴願をおこなった。当初の主たる願いは問屋の連年「潰」による損銀（金）引き受け強要問題の解消であったが、問題の解決の方向性が見えない中で、訴願は京都市場での取引方式の改革要求に発展した。結果としては訴願による直接的な成果は得られなかった。

しかし、訴願運動の翌年、寛保二年の紅花売買の仕切の様式が銀立から金立へ変化し、荷主の実取得代金が明示された仕切が問屋から出されるようになった。また問屋の不合理的な減額要求はなされなくなった。こうした点から見れば、會田家のような大量出荷荷主の動きと元文五年からの訴願運動は根底において連動していたと評価できるし、一定の成果を得たと評価できる。但し基本的な取引方式の改革はなされなかったので、宝暦期には村山郡の村役人たちによる改革要求運動へと発展していった。明和二年の紅花問屋仲間解散までの過程の検討は稿を改めたい。

〔註〕

〔1〕 沢田章『近世紅花問屋の研究』 大学堂書店、一九六九年、二〇頁・二三頁。河北町誌編纂委員会『最上紅花史料Ⅱ』 二五七頁。

〔2〕 今田信一『最上紅花史の研究』 井場書店、一九七二年。他に横山昭男「最上紅花の発展と紅花商人」（同『近世地域史の諸相』下、中央書院、一九九五年所収）。渡辺信「紅花を中心とする商品作物の流通形態」とくに上方との取引について」（横山昭男教授還暦記念会『山形地域史の研究』 文献出版、一九九〇年所収）も触れている。

〔3〕 山形大学附属博物館受託會田家文書典拠は前号所収拙稿（一）と同じく特に断らない。大量出荷の有力荷主の一人は研究史上有名な大蔵村稲村家など。

〔4〕 荷印「土矢印」の「土」を『山形市史資料』七六号は「十一」屋と読んでいる。当該文書だけでは十一と読めるが、この荷印は會田家のその他多数の文書に頻出し、丁寧に読み込むと同家の紅花取引仲間商人「土屋源兵衛」の「土」で、會田家当主の書癖であることがわかる。

〔5〕 山形大学附属博物館所蔵稲村家文書寛延三年・宝暦二年「仕切」（史料番号二〇一二、七七・三六）。稲村家の寛延四年上方出荷紅花は二七駄である（寛延四年「万

福帳」九三―八)。ちなみに岩田浩太郎氏は近江屋惣左衛門を「在京して稲村家の紅花の売り付け交渉と代金回収を担当していた」(「紅花と「のこぎり商い」―豪農の商業文書―」(『古文書通信』六二号二頁、二〇〇四年)としているが誤りである。

(6) 今田信一『最上紅花史の研究』井場書店、一九七二年、三二〇頁。四二五―四二六頁。

〈付記〉

史料閲覧にあたって、會田家文書は前号(五〇号)と同じく山形大学附属博物館の皆様、榎家文書は河北町誌編さん係の宇佐美貴子氏にお世話になった。記してお礼を申し上げます。